

東京都島嶼町村会規約

昭和 22 年 12 月 12 日 制 定

改 正 昭和 30 年 6 月 1 日

昭和 35 年 10 月 6 日

昭和 42 年 12 月 25 日

昭和 44 年 12 月 1 日

昭和 55 年 2 月 18 日

平成 21 年 2 月 16 日

平成 25 年 11 月 19 日

(名称及び組織)

第 1 条 本会は、東京都島嶼町村会と称し、島嶼町村をもって組織する。

(事務局の位置)

第 2 条 本会は、事務局を東京都港区海岸 1 丁目 4 番 15 号に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、地方公共団体事務の円滑な運営と、地方自治の振興発展及び島嶼振興開発の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 町村会の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡、協調
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (3) 島嶼振興開発、航路及び電力の整備促進
- (4) 町村事務に必要な各種資材の確保並びに斡旋
- (5) 町村職員の教養並びに福利厚生に関する施設
- (6) 系統町村会及び島嶼町村関係団体との連絡及び協力
- (7) その他目的達成上必要な事項

(会議)

第 5 条 本会の会議は、町村長会議とする。町村長会議は、原則 2 月、7 月、11 月に開催する。

但し、当該月に開催できない場合は前後の月に開催することができる。また、会長が必要と認める場合、臨時に町村長会議を開くことができる。

(招集)

第 6 条 町村長会議は、会長がこれを招集する。

2 加入町村の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して臨時町村長会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(構成)

第7条 町村長会議に出席すべき加入町村の代表は、1人とし当該町村の町村長をもってこれに充てる。

(議長の職務)

第8条 町村長会議における議長の職務は会長がこれを行う。但し、会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代理し、会長、副会長とも事故がある場合は、その会議に出席している者の中から仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行わせる。

(定足数及び表決)

第9条 町村長会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 前項の会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、その構成員として議決に加わる権利を有しない。

(役員を選任)

第10条 本会に会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、町村長会議において加入町村の中から、これを選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第12条 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が町村長の職を離れたときは、役員としての職を失う。

4 役員が退任しようとするときは、町村長会議の同意を得なければならない。

(費用弁償)

第13条 役員には、報酬を支給しない。但し、必要に応じ実費を弁償することができる。

(職員)

第14条 本会に事務局長1名、主事及び書記若干名を置き会長がこれを任免する。

2 事務局長は、会長の命を受け事務を整理する。

3 主事及び書記は、上司の命を受け事務に従事する。

(顧問及び相談役等)

第15条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の推せんにより町村長会議の議決を経てこれを委嘱する。

(補助機関等)

第16条 本会に、政務調査会及び連絡会議等の補助機関を置くことができる。

2 政務調査会及び連絡会議等の組織、運営に関する事項は、町村長会議の議決を経て会長がこれを定める。

(専門委員等)

第17条 本会に常設または臨時の専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、加入町村職員または専門の学識経験を有する者の中から会長がこれを選任する。
- 3 専門委員は、会長の委託を受け必要な事項を調査、研究する。

(経費の支弁方法)

第 18 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれを支弁する。

- 2 会費は加入町村の負担とし、その金額及び賦課方法は毎年度予算でこれを定める。

(予算)

第 19 条 本会の毎年度歳入、歳出予算は会長がこれを調製し、年度開始前に町村長会議の議を経て、町村会、議長会合同会議において議決しなければならない。但し、補正予算は総会で議決し、次の町村会、議長会合同会議に報告しなければならない。

- 2 本会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(決算)

第 20 条 本会の決算は会長がこれを調製し、監事の報告を添えて町村長会議の認定に付し、町村会、議長会合同会議に報告しなければならない。

(規約の変更)

第 21 条 この規約は、町村長会議の議決を経なければこれを変更することができない。

(委任)

第 22 条 この規約の施行に関し必要な事項は、町村長会議の議決を経て別にこれを定める。

附 則

この規約は、昭和 22 年 12 月 12 日から施行する。

附 則 (昭和 30 年 6 月 1 日)

この規約は、昭和 30 年 6 月 1 日から施行する

附 則 (昭和 35 年 10 月 6 日)

この規約は、昭和 35 年 10 月 6 日から施行する

附 則 (昭和 42 年 12 月 25 日)

この規約は、昭和 42 年 12 月 25 日から施行する

附 則 (昭和 44 年 12 月 1 日)

- 1 この規約は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行し、規約第 19 条第 20 条については、昭和 44 年度予算、決算から適用する。
- 2 この規約施行に伴い、現に在任する役員の前任期は、昭和 45 年 6 月 10 日までとし、以後最初に選任する役員の前任期は、昭和 47 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 55 年 2 月 18 日)

この規約は、昭和 55 年 2 月 18 日から施行し、昭和 54 年 8 月 4 日から適用する。

附 則（平成 21 年 2 月 16 日）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 19 日）

この規約は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。